限定承認公告

本籍富山県富山市若竹町二丁目五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北山　幸雄

右被相続人は平成二十五年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十三日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

埼玉県さいたま市南区南浦和三丁目三七番地一七棟一〇〇一号　相続財産管理人　中野由香利

限定承認公告

本籍千葉市若葉区都賀の台一丁目五番、最後の住所千葉県四街道市大日五番地一一　被相続人　亡　宍倉　潤子

右被相続人は平成二十五年三月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十六日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

千葉市稲毛区小深町六九番地リビングタウン稲毛の杜Ｄ―二〇五号　限定承認者　宍倉　一郎

限定承認公告

本籍大阪府堺市南区大庭寺六〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山﨑　毅

右被相続人は平成二十三年八月四日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十四日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月八日

大阪府堺市堺区永代町二丁一番九号　阿津地法律事務所　相続財産管理人中西祐加子

代理人弁護士　阿津地　勲

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年九月九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年八月八日

大阪市西区南堀江一丁目一〇番一号ＫＴ堀江ビル　株式会社ＢＩＺ

代表取締役　若泉　核

任意清算公告

当法人は、平成二十五年七月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月八日

大阪市北区芝田二丁目三番一九号東洋ビルディング本館五〇一号　行政書士法人Ｐ．Ｉ．Ｐ総合事務所

清算人　横田　尚三

訂正公告

平成二十三年六月二十二日（号外第一三二号）掲載の第五期決算公告（枠組）中、「（うち当期差損失）」とあるは「（うち当期差損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年八月八日

大阪府大阪市北区中之島三―三―三三　ＵＳＯＬ関西株式会社

代表取締役　住井　孝司

取消公告

平成二十五年六月十二日（号外第一二二号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十五年八月八日

仙台市宮城野区日の出町一丁目一番三五号　（甲）株式会社興盛工業所　代表取締役　小林　照和

仙台市青葉区堤町三丁目二六番一五号　（乙）株式会社東北興新商事　代表取締役　小林　照和

正　誤

平成二十四年三月二十三日（号外第六十五号）公布環境省令第二号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五四ページ上段から五五ページ上段の様式第十六号の次に次のように加える。

様式第十七号を次のように改める。

様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理事業（廃止／変更）届出書

平成　年　月　日

都道府県知事（市長又は区長）　殿

届出者
住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　月　日付け第　号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について（廃止／変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな）名称	住所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな）氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は変更の理由

備考
1　この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格　A列4番）

様式第二十三号（第十二条の十の二関係）

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年　月　日

都道府県知事（市長）　殿

届出者
住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
変更の内容 △軽微な変更	
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	
△規則第12条の10に掲げる事項の変更（同条第6号関係を除く。）	
規則第12条の10第6号に掲げる事項	

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな）名称	

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな）氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止若しくは休止又は再開の理由	（廃止・休止・再開の別）
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年　月　日
※事務処理欄	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

（日本工業規格　A列4番）

五七ページ下段から五八ページ様式第二十二号の次に次のように加える。

様式第二十三号を次のように改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月八日付第一七三号四八ページ●同日付政府調達第一四八号三二ページ●六月七日付衆会第三二号三二ページ

◉付録　七月官報目録一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）